

令和8年度大洲市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務
プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、令和8年度大洲市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度大洲市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務

(2) 業務の目的

別添「令和8年度大洲市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

金6,151,900円（消費税及び地方消費税を除く。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年

法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 国税及び市町税（全税）の滞納がないこと。
 - (5) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- ※ ただし、上記認定を受けていなくても、別途資格確認書類を提出し、認定を受けることで、この業務に限り、同等の参加資格を得ることができる。
- (6) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
 - (7) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
 - (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。
 - (9) ISO/IEC27001を保有していること。
 - (10) 直近2年間（令和5・6年度）に、大洲市（特定健康診査対象者数6,500名程度）と同規模以上の地方公共団体において国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務を受託し、完了した実績を有すること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和8年1月8日(木)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和8年1月8日(木)から 令和8年1月15日(木)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和8年1月21日(水)
④ 参加申込書の提出期限	令和8年1月26日(月)
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和8年2月2日(月)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和8年2月2日(月)から 令和8年2月13日(金)まで
⑦ 企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリングの審査	令和8年2月20日(金)予定
⑧ 審査結果の通知	令和8年2月25日(水)予定
⑨ 審査結果等の公表	令和8年2月25日(水)予定
⑩ 業務委託契約の締結	令和8年4月上旬

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和8年1月8日（木）

② 公表方法

大洲市公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロード可能です。また、市民福祉部市民課（以下「市民課」という。）でも配布します。

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/shimin/70442.html>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和8年1月8日（木）8時30分から令和8年1月15日（木）17時までとします。（受信確認は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までの間とします。）

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

市民課国保係

E-mail : hoken-nenkin@city.ozu.ehime.jp

電話番号 : 0893-24-1713（ダイヤルイン）

4) 回答方法

令和8年1月21日（水）15時以降に大洲市公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

① 提出書類

競争入札参加資格の認定を受けている場合は次の1)～3)、競争入札参加資格の認定を受けていない場合は1)～7)の提出が必要です。

1) 参加申込書（様式2）

2) 業務受託実績書（様式3）

- 3) 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

※ 4 参加資格(8)及び(9)を満たすことがわかること。

- 4) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し

- 5) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

- 6) 市内に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

- 7) 個人にあっては、直近年度の市町税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

② 提出期限

令和8年1月26日（月）17時必着

③ 提出場所

市民課 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690番地の1

④ 提出方法

郵送又は持参してください。

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が市民課に到達しなかつたことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、令和8年2月2日（月）までに、参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

① 提出書類

- 1) 企画提案書表紙（様式5）

- 2) 企画提案書

ア 当該業務の管理責任者調書（様式6）

イ 当該業務の業務実施体制図（様式7）

ウ 当該業務の実施方針及び手法（様式8）

エ 当該業務の工程表（任意様式）

- 3) 見積書及び内訳書（任意様式。消費税及び地方消費税抜き）

② 提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで（受付時間帯は、土日祝日を除く8時30分から17時までとします。）

③ 提出場所

市民課 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

④ 提出方法

郵送又は持参してください。

※ 郵送による場合 6(2)④と同じ。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本7部とします。

⑥ 留意事項

- 1) 仕様書に基づきできる限り具体的に提案し、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるようにしてください。
- 2) 仕様は、A4判（横書き）としますが、必要に応じてA3判折込みも可能です。また、両面印刷、再生紙使用ともに可能で、文字や図表は白黒、カラーを問いません。
- 3) 副本については、企業名やロゴマークを記載しない等、企画提案書の内容から提案者が特定できないようにしてください。

(4) プрезентーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 日時

令和8年2月20日（金）予定

② 会場

大洲市役所（大洲市大洲 690 番地の 1）

③ 出席人数

各社2人まで

④ 時間

1社あたり20分以内（質疑応答別）

⑤ 留意事項

- 1) プロジェクタ（HDMIケーブルを含む）及びスクリーンは市が会場に設置します。そのほか、プレゼンテーションに必要なものは参加者が用意してください。
- 2) 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみとし、追加資料の配布は認めません。
- 3) プrezentation及びヒアリングは、大洲市情報公開条例（平成17

年大洲市条例第10号) 第7条第1項第3号の規定に基づき、非公開で行います。

- 4) 企画提案書提出者が多数の場合は、書類審査とプレゼンテーション等を分けて実施する2段階での選定となる場合があります。
- 5) 企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとします。
- 6) 上記日程は予定であり、詳細は別途連絡します。

7 受託候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書等の審査は、市が設置する「令和8年度大洲市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、企画提案書等の内容を別表の評価基準に基づき総合的に評価します。

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点となった場合は、次の方法により順位を決定します。

- ①評価項目「通知物の作成と分析」の点数が高い者を受託候補者とする。
- ②①も同点の場合は、評価項目「業務計画」と評価項目「現況・課題の理解」の点数の合計が高い者を受託候補者とする。
- ③②も同点の場合は、見積金額の低い者を受託候補者とする。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和8年2月25日(水)以降、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務

内容となります。本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
 - ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他の留意事項
- その他の留意事項は次のとおりです。
- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
 - ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
 - ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
 - ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
 - ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
 - ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式10）により、市民課へ届け出でください。
 - ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）に基づき公開することができます。
 - ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
 - ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
 - ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
 - ⑫ 本件は、令和8年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しません。また、予算が縮小される等の事態が生じた場合は、市と受託者との間で事業内容の変更について協議するものとします。

- ⑬ 郵送料は現行料金を基本としますが、契約期間中に郵送料等の値上げが行われた場合は、契約の見直しを行うこととします。

13 問い合わせ先

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1
担当部署 大洲市市民福祉部市民課国保係 担当 上田
電話番号 0893-24-1713 FAX 番号 0893-23-4526
E-mail hoken-nenkin@city.ozu.ehime.jp

別表

【プレゼンテーション審査 評価基準】

審査項目	評価項目	評価の視点	配点
組織	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	5
業務実績	業務実績	直近2年間に他自治体で同種業務を受託し、受診率を向上させた実績があるか	5
企画提案	業務計画	日程や手順が具体的で、円滑に業務を実施できる実現可能な計画となっているか	10
	現況・課題の理解	当市の現況と課題（仕様書別紙1参照）を踏まえた上で、当市の特性に合わせた企画となっているか	15
	通知物の作成等と分析	勧奨対象者の選定方法、分類等が効果的であるか	15
		通知物に効果的な工夫が施されているか	15
		状況に合わせて、内容変更など柔軟に対応できるか	5
	その他特記事項	勧奨効果の分析や評価方法が適切で、次年度以降の業務に寄与するものであるか	10
		通知物以外にも、受診率を向上させるための方法が考えられているか	5
	プレゼンテーション時の対応	業務に対し、意欲や積極性が感じられるか 提案内容の明確な説明と、質疑に対する的確な回答があるか	10
費用対効果	見積額	見積額の設定は業務内容に対して妥当か 費用内訳が特定の項目に偏っていないか	5
合 計			100